

# 恵那市立串原小・中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定  
令和 6年4月1日改訂

## 1 はじめに

ここに定める「串原小・中学校いじめ防止基本方針」は、平成29年8月22日に改定された「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 2 いじめの定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（参考：文部科学省 HP 内『いじめ防止対策促進法』）【[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)】

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学省大臣決定）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに対等するか否かを判断するものとする。

### いじめの態様

- ① 冷やかす・からかい・悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、こわされたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

## 3 いじめに対する本校の基本認識

本校においても、いじめの定義するところに依りながら、本校全職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであるもの」「いじめは」絶対に許されないもの」という基本認識をもって臨むこととする。そのために、いじめの未然防止に最善の配慮を図り、いじめの早期発見・早期対応に心がけ、児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送れるように取り組む責務があることを深く自覚して臨む。

## 4 いじめに対する本校の基本姿勢

この基本方針の下、いじめ防止に対する基本姿勢として以下の6つのポイントをあげる。

- ① 学校は、児童生徒の安心・安全を最優先に、いじめ発生の未然防止に努める。
- ② 「いじめは絶対に許されない」という認識を教職員が強く意識すると共に、教育活動全体を通して、児童生徒一人一人に徹底する。
- ③ いじめ等の未然防止、早期発見、早期対応並びにいじめ問題への対処を全ての教職員が一致協力し、組織的な指導体制により対応する。
- ④ いじめ等の早期発見のための様々な手段を講じる。

- ⑤ いじめ等の早期解決のために、当該児童生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員等）
- ⑥ 学校と保護者が協力をして、事後指導に努める。

## 5 いじめ発生未然防止のための取組

### (1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・全ての児童生徒が、主体的に取り組んだり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感が味わえるように教科指導を充実させる。
- ・全ての児童生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感や自己肯定感を育みながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学校経営・学級経営・教科経営を充実させる。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童生徒会活動等でも適時取り上げ、児童生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのないことや人を傷つけることが絶対に許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある。」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

### (2) 生命や人権を大切にする指導(豊かな心の育成)

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれあいや「ふるさと学習」を中核とした地域住民との交流、障がい者理解教育、MSJ リーダーズ活動等のボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通して、児童生徒に命を大切にすること、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識、自尊感情が育つ道徳教育を充実させる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

### (3) 全ての教育活動を通じた指導(自尊感情及び自己指導能力の育成)

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点に留意した指導を行い、自尊感情や自己指導能力を養う。
  - ① 児童生徒に自己存在感や自己有用感を育み自尊感情を高める。
  - ② 共感的な人間関係を醸成する。
  - ③ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者、児童生徒等において認識を深める勉強会や講演会等を適時開催し、共通理解を図る。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する情報モラル教育等の指導を一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブル等について、児童生徒会の議題に取り上げる等、話し合い活動を行い、自治的な活動を推進する。
- ・「わが家の情報端末利用ルール」の作成を推進し、その複写を学校でも保管することにより、学校と家庭で連携して未然防止に努める。
- ・もっともトラブルが起きやすい SNS の使用について、トラブルとなる利用をしない指導を徹底する。

## 6 いじめ早期発見のための取組

### (1) 的確な情報収集の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけを全職員で行い、児童生徒の些細なサイン、毎日の生活の記録の活用、Shall We Talk（教育相談担当が実施する月ごとの教育相談アンケート〈全職員が必ず目を通す〉）、年2回実施のQ Uテスト等より児童生徒のわずかな変化の把握に努める。なお、このアンケート調査結果は、当該児童生徒の卒業時合で保管し、アンケートや聴衆の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保管期間を5年とする。

## (2)情報の分析

- ・教職員相互に複数の目で様々な情報を分析し、対応に生かす。
- ・スクールカウンセラーや市発達相談員、及び関係機関との連携を密にし、情報の分析を十分に行う。

## (3)教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童生徒理解に努める。
- ・Shall We Talk(教育相談アンケート)や「いじめアンケート」(無記名)を確実に実施・分析し、必要があれば養護教諭やスクールカウンセラーとの教育相談を実施していく。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童生徒の相談に当たる。
- ・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭(小中兼務)、スクールカウンセラー、相談員等、校内全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。
- ・SOS の出し方講座(児童生徒)、SOS の受けとめ講座(職員)を実施し、子ども職員双方の相談スキルを向上させる。

## (4)教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じ適時職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

# 7 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実関係や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

## (1)全校体制での問題解決

- ・いじめ問題を発見した時には、教育委員会への報告とともに、学級担任だけで抱え込むのではなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして多くの目でいじめ解決に当たる。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先にスクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

## (2)いじめられている児童生徒の安全確保

- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童生徒に安心感をもたせる。
- ・問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で悩み等を聞き、問題の早期解決を図り、当該児童生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所に於いて学習を行わせるなど、いじめを受けた児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにする。

## (3)保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・その指導の中で、いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童生徒自身が自らの行為を十分反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ・いじめを受けた側の児童生徒の保護者といじめを行った側の児童生徒の保護者との間で争いが起こらないよう、配慮する。

#### (4)関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、主任児童民生委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題解決と再発の未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

#### (5)大まかな対応順序

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る。)
- ④ いじめを受けた側の児童生徒のケア(必要に応じて外部専門家に力を借りる)
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する)
- ⑥ 保護者への報告と指導について協力依頼(いじめた側の児童生徒及び保護者の謝罪を含む)
- ⑦ 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子どもセンターとの連携)
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

### 8 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めたとき、いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。(児童生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大時代が発生したものとして報告・調査に当たる。)
- ・当該重大事態と同様事態の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会への報告をするとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに恵那警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 9 いじめ問題に取り組むための年間計画

| 月   | 取 組 内 容                                                                                                                         | 備 考                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 4 月 | ・学校だより、Webページ等による「方針」の発信<br>・職員研修会の実施(「方針」、いじめへの対応等)<br>・PTA総会(小中別懇談会等)で「方針」説明<br>・Shall We Talk(心のアンケート)の実施<br>※当アンケートは、以下毎月実施 | 「方針」の確認                    |
| 5 月 | ・第1回QU検査の実施<br>・第1回「いじめ-未然防止・対策委員会」の実施(外部専門家含む)<br>※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初より随時実施<br>・学校評議員会で「方針」説明                                | 第1回<br>「いじめ未然防止・<br>対策委員会」 |
| 6 月 | ・いじめ未然防止に向けた全校集会<br>・児童生徒向けネットいじめ研修<br>・いじめアンケート(無記名)の実施<br>・教育相談の実施                                                            | 第1回<br>「いじめ調査」             |

|     |                                                                                                                                                                                       |                        |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 7月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者，教職員向けネットいじめ研修</li> <li>・第1回「教職員取組評価アンケート(自校評価)」<br/>(取組実施状況を評価項目に位置づける。)</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施</li> <li>・職員会(取組の振り返り)</li> </ul> | 夏季休業前の指導               |
| 8月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会(QU検査分析・ネットいじめを含む)</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施(1学期取組評価)</li> </ul>                                                                    | 夏季休業中の指導               |
| 9月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だよりによる取組の見直し等の公表</li> <li>・Webページ等による取組経過等の報告</li> </ul>                                                                                    |                        |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート(無記名)の実施</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」での検討</li> <li>・二者懇談会の実施</li> <li>・第2回QU検査の実施</li> </ul>                                           | 第2回<br>「いじめ調査」         |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひびきあいの日」に向けた取組</li> </ul>                                                                                                                    |                        |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者懇談会</li> <li>・校内「いじめ未然防止・対策委員会」(中間交流)</li> </ul>                                                                                            | 冬季休業中の指導               |
| 1月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート(無記名)の実施</li> <li>・職員会(2学期までの取組の振り返り)</li> <li>・教職員による次年度の取組計画立案</li> </ul>                                                           |                        |
| 2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒会の取組とまとめ</li> <li>・学校運営協議会での報告</li> <li>・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施<br/>(外部専門家も含む)</li> </ul> <p>※本年度のまとめ及び来年度の計画立案</p>                        | 第2回<br>「いじめ未然防止・対策委員会」 |
| 3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校だより，Webページ等によるまとめの報告，及び次年度の取組説明等</li> </ul>                                                                                                 |                        |

## 10 いじめ問題に取り組むための組織

いじめの未然防止，早期発見・早期対処等を実効的かつ組織的に行うため，また，重大事態の調査を行う組織として，以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学 校：校長，小教頭，中教頭，小中学生指導主事  
 学校外：串原交番巡査，串原主任児童民生委員，串原自治会長，串原青少年健全育成推進員長，串原振興事務所長

この他ケースにより，スクールカウンセラー，子ども相談センター，医師，保護者代表にも参加依頼する場合がある。

## 11 学校評価における留意事項

いじめを陰蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の2点を加味し，適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 12 個人情報の取り扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合は，調査組織においても，アンケート調査等が資料として重要となることから，児童生徒が中学校を卒業後5年間保存する。(方針に明記しない場合においても，学校の内規として明確に定めておく。)

## 13 いじめ解消の定義

いじめが解消されている状態とは，少なくとも次の2点が満たされていることが必要である。但

し、これらの点が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事案も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間経過していること。（少なくとも3か月間を目安とする。但し、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要である場合は、これに限らず、学校の設置者又は校内委員会の判断により、より長期の期間を設定する。）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒及び保護者に対し面談等で確認し、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。

## **14 再発防止・見届けの手段**

いじめの再発を防止するために、次の2点を継続して行っていく。

- ① いじめを受けた（受けていた）児童・生徒に対して、定期的（月1回を目安）に面談を行い、現状の確認に努める。
- ② 職員の打ち合わせ等で確認をし、複数の目で見届けを行っていく。